

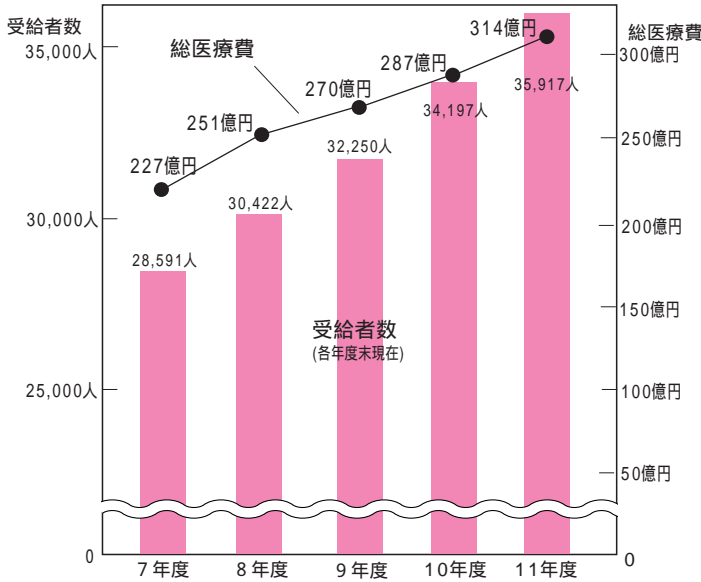
老人医療費は年間314億円

1人89万円かかりました

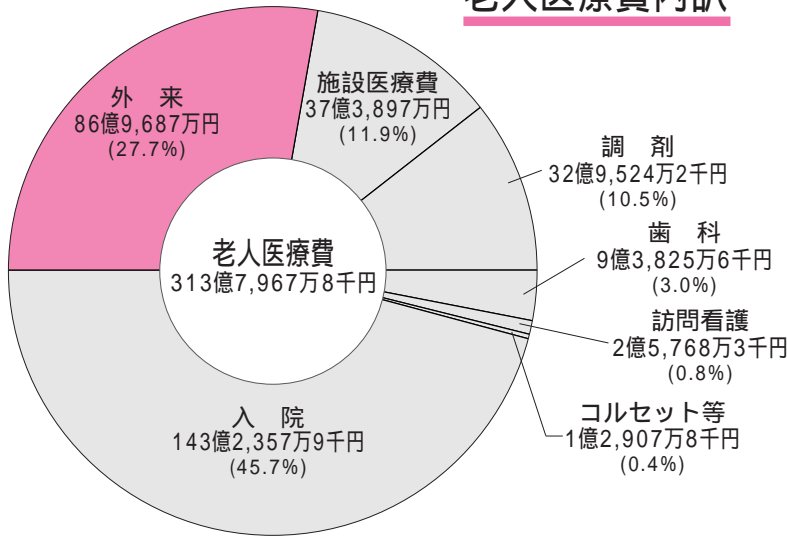
高齢者人口の増加とともに、医療費が増え続けています。

70歳以上のかたや一定の障害のある65歳以上のかたは老人保健制度でお医者さんにかかっていますが、毎年どのくらい医療費が使われているかをみてみました。平成11年度は年間314億円になりました。

老人保健医療の受給者数と総医療費



平成11年度 老人医療費内訳



平成11年度の老人医療費314億円を一人当たり換算すると、年に約89万円となります。一人ひとりが、病気の予防や健康づくりに取り組み、上手な受診を心がけ、医療費を有効に使いましょ。

医療費を有効に使つには：
重複受診、ハシゴ受診はやめましょ。
家庭医を持ちましょ。
医師を信頼し、指示を守りましょ。
積極的に健康診断を受けましょ。

老人保健からお知らせ

これから老人保健制度に該当するかたへ

老人保健制度でお医者さんにかかるのは、満70歳(一定の障害のあるかたは65歳)になった翌月の1日からです。ただし、1日生まれのかたはその月から対象となるかたには、該当する月に間に合うように「老人保健法医療受給者証」を郵送します。社会保険に加入されているかたへは、保険証の内容確認のお知らせをお送りします。

高額医療費支給制度が創設されました!

平成13年1月1日の老人保健法の改正により、老人保健医療に高額医療費支給制度が創設されました。次のような場合は、保険証、老人保健法医療受給者証、病院の領収書、印鑑、銀行の振込先を用意して、社会福祉課、土崎支所、新屋支所へ手続きにおいでください。

同じ世帯で2人以上のお年寄りが入院した場合
1か月に3万円以上の入院費を支払ったお年寄りが、同じ世帯に2人以上いるときは、合算して3万7千200円を超える額を高額医療費として請求できます。
非課税世帯では、1か月に2万1千円以上の入院費を支払ったお年寄りが2人以上いるとき、合算して2万4千600円を超える額を高額医療費として請求できます。

同じ月に異なる2つ以上の病院に入院した場合
一人のお年寄りが1か月に複数の病院に入院し、それぞれの病院に支払った入院費が3万円以上のとき、合算して3万7千200円を超える額を高額医療費として請求できます。

非課税世帯では、1か月にそれぞれの病院に支払った入院費が2万1千円以上のとき、合算して2万4千600円を超える額を高額医療費として請求できます。食事代や保険対象外の費用は該当しません。

問い合わせ

社会福祉課 ☎(866)2093